

遠隔臨場の試行概要

遠隔臨場とは

モバイル端末等によるビデオ通話（映像と音声の双方向通信）を用いた段階確認及び立会

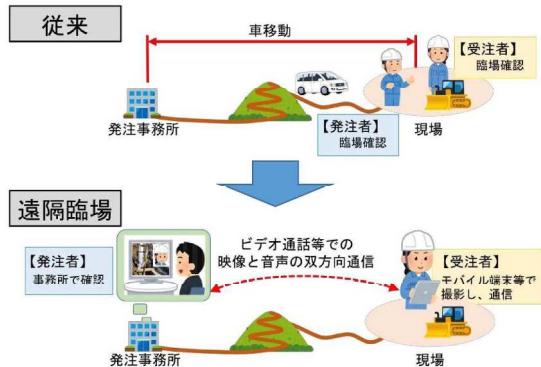
遠隔臨場の目的

公共工事の建設現場における受発注者の業務効率化

遠隔臨場の導入で期待する効果

【受注者】
調整に要する時間の削減

【発注者】
移動時間の削減



適用範囲

「工事材料の検査等（材料検査）」、「工事の立会い（立会）」、「工程途中の段階における確認（段階確認）」を実施する場合に適用する。

遠隔臨場の対象工事・実施方法

対象工事

岡山市が発注する原則すべての工事のうち、受注者が希望する場合に実施できる。
ただし、営繕工事及び請負代金額250万円以下の工事は対象外。

費用

共通仮設費率（技術管理費）に含むものとする。

実施方法

- ①事前協議
適用・仕様・実施記録の方法について、監督員と協議する
- ②施工計画書への記載
- ③遠隔立会の実施
- ④実施記録
受注者は、遠隔臨場が行われたことの実施記録を行う

工事成績評定

工事に含まれる対象工種は全て遠隔臨場を実施することとし、施工計画書に記載した全ての項目で遠隔臨場を実施した工事については、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。

遠隔臨場の実施記録の方法

- ・写真や動画等、いずれかの方法により実施状況を記録する
- ・主な実施記録の方法例は次のとおり（その他の方法も可）

実施記録の方法例①（通信履歴）

ビデオ通話アプリ（FaceTime、LINE等）の通信履歴が表示された画面をキャプチャ撮影する
※通信日の確認に必要な場合はexifデータ等も保存
（「FaceTime」は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。「LINE」は、LINE株式会社の商標または登録商標です。）



実施記録の方法例②（監督職員の映像を含む写真）

遠隔臨場が行われた確認として、1枚記録する

例1）通信中の画面キャプチャ



例2）通信中の端末を含む写真



【参考】遠隔臨場の活用を想定している確認項目等

- 遠隔臨場の対象は、特定の確認項目等に限定するものではなく、工事毎に監督員と事前協議して実施方法等を計画する

- 次に掲げる確認項目等は遠隔臨場が活用しやすいと考えている

【注意】 下記の項目のみに遠隔臨場の適用を限定するものではない

- ・ 使用材料の確認
- ・ 出来形や寸法の確認
(高さ、幅、長さ、深さ、厚さ、数量等)
- ・ 外観状況の確認
- ・ 基準高の確認※映像で計測値等が確認可能な場合のみ
- ・ コンクリート圧縮強度試験